

# ふくやまデジタルマップ登録申請書兼誓約書

年 月 日

福山市長様

住所 \_\_\_\_\_

申請者 \_\_\_\_\_

代表者の役職・名前 \_\_\_\_\_

ふくやまデジタルマップの登録に関する要綱〔第4条・第7条〕の規定に基づき、ふくやまデジタルマップの登録〔新規・変更〕を申請します。

また、同要綱第2条に規定する登録の要件の全てを満たすことを誓約します。

施設の名称 \_\_\_\_\_

添付書類等

- ・スポット入力シート
- ・掲載用写真データ
- ・その他 ( )

## ふくやまデジタルマップの登録に関する要綱

(登録の要件)

第2条 ふくやまデジタルマップに登録する要件は、次の各号の全てを満たすものとする。

(1) 次のカテゴリーに応じて、それぞれ次の施設（商品を販売する施設にあっては、移動販売、通信販売及び宅配のみを行うものを除く。）に該当すること。

ア 観光

観光旅行者が訪れる歴史、芸術若しくは文化を学ぶ場所、子どもから大人まで楽しめる場所、自然若しくは景観を楽しむ場所又は体を使って様々な経験ができる場所であること。

イ グルメ

食品衛生法施行令（昭和28年政令第229号）第35条第1号に規定する飲食店営業の許可を受けていること。

ウ 土産

福山市その他広島県又は備後圏域の産品を土産用として販売すること。

エ 宿泊

旅館業法（昭和23年法律第138号）第2条1項に規定する旅館業（下宿営業を除く。）の許可を受けていること又は住宅宿泊事業法（平成29年法律第65号）第2条第3項に規定する住宅宿泊事業の届出をしていること。

(2) 登録を受ける観光施設等において、風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業を行っていないこと。

(3) 登録を申請する者（その者が法人である場合には、その役員）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及び同条第6号に規定する暴力団員でないこと。